
無担保ローン規定

第1条（無担保ローン規定の承認）

1. 私は、株式会社トマト銀行（以下「銀行」といいます。）から金銭を借入れるため、金銭消費貸借契約証書を差入れるにあたり、この無担保ローン規定を承認するものとします。
2. 前項の金銭消費貸借契約証書にもとづく契約は本規定において「ローン契約」といい、第1項の金銭消費貸借契約証書に記載される借入要項は本規定において「借入要項」といいます。

第2条（無担保ローン規定の変更）

1. この規定の各条項は、法令の改正、金融情勢等諸般の事情の変化、その他相当事由があると認められる場合には、当社ホームページでの公表、店頭掲示その他の適切な方法で周知することにより、変更できるものとします。
2. 前項の変更は、前項の周知の際に定める効力発生日から適用されるものとします。

第3条（適用範囲）

この約定は私が銀行に対して負担する、債務の履行について適用するものとします。

第4条（利率の変更）

1. 借入要項記載の適用金利が固定金利の場合、利率は変更しないものとします。ただし、金融情勢の変化その他相当の事由がある場合には、銀行は借入要項記載の利率を一般に行われる程度のものに変更するものといたします。
2. 借入利率の変更をするときは、返済回数を変更することなく、借入利率変更日以降の毎回の利息または、元利金返済額を増減するものとします。
3. 借入利率を変更する場合、銀行は原則として、変更後の第1回の各返済日以前に、変更後の借入利率等を私が書面により届け出た住所あてに通知するものとします。

第4条の2（変動金利制）

1. （借入利率の変更）
 - （1）借入要項記載の適用金利が変動金利の場合、借入利率は、銀行の短期貸出金利（短期プライムレート）（以下基準金利という。）に一定利率を加（プラス）、減（マイナス）したものとし、基準金利の変動に伴って、引き上げられ、または引き下げられることに同意します。基準金利および一定利率は（借入要項）の定めによります。これらの変更内容の通知方法は銀行の店頭に掲示する等、銀行所定の方法によるものとします。
借入利率＝基準金利＋一定利率
 - （2）金融情勢の変化、その他相当の事由により基準金利が廃止された場合には、基準金利の対象を一般に行われる程度のものに変更されることに同意します。
2. （借入利率変更の適用）
 - （1）利率は基準金利変動幅だけ増減するものとします。基準金利変動幅の算出基準日は

毎年4月1日および10月1日（以下「基準日」という。）とし、基準金利変動幅の算出は前回基準日時点（借入後最初の利率見直しの場合は借入日現在の本ローンの利率。）の基準金利と原基準日時点の基準金利の差により算出します。

(2) 変更後の新利率の適用開始日は基準日以後3ヶ月後の日以降に到来する約定返済分からとします。

(3) 銀行は、相当の理由があるときは、本項の借入利率変更の適用方法を変更することができます。これらの変更内容の通知方法は銀行の店頭に掲示する等、銀行所定の方法によるものとします。

3. (利率変更による毎回返済額の調整)

借入利率の変更をするときは、返済回数を変更することなく、借入利率変更日以降の毎回の利息または、元利返済金額を増減するものとします。

4. (変動金利制の中止)

本ローンは、借入期間中に固定金利への変更はしません。また、第9条（期限前の全額返済義務）に該当した場合は変動金利制を中止されても異議ありません。この場合、借入利率ならびに変更時期については銀行の申入れに同意します。

5. (優遇利率)

銀行は、銀行所定の基準により一般に適用される利率より、優遇した利率を適用した場合は、いつでもその優遇した利率の変更または適用の中止をすることができるものとします。

第5条（元利金返済額等の自動支払）

1. 私は元利金の返済のため、各返済日（返済日が休日の場合は、その翌営業日。以下同じ。）までに毎回の元利金返済額（年2回増額返済併用の場合には、増額返済日に増額返済額を毎月の返済額に加えた額。以下同じ。）相当額を返済用預金口座に預入れておくものとします。

2. 銀行は、各返済日に普通預金・総合口座通帳、同払戻請求書または小切手によらず返済用預金口座から払戻しのうえ、毎回の元利金の返済にあてます。ただし、返済用預金口座の残高が毎回の元利金返済額に満たない場合には、銀行はその一部の返済にあてる取扱いをせず、返済が遅延することになります。

3. 毎回の元利金返済相当額の預入れが各返済日より遅れた場合には、銀行は元利金返済額と損害金の合計額をもって前項と同様の取扱いができるものとします。

第6条（繰り上げ返済）

1. 私が、この契約による債務を期限前に繰り上げて返済できる日は借入要項に定める毎月の返済日とし、この場合には繰り上げ返済日の10日前までに銀行へ通知するものとします。

2. 繰り上げ返済により年2回増額返済部分の未払利息がある場合には、繰り上げ返済日に支払うものとします。

3. 私が繰り上げ返済をする場合には、銀行所定の手数料を支払うものとします。

4. 一部繰り上げ返済をする場合には、1～3項によるほか、下表のとおり取扱うものとします。

	毎月返済のみ	年2回増額返済併用
繰り上げ返済できる金額	繰り上げ返済日に続く月単位の返済元金の合計額	下記の①と②の合計額 ① 繰り上げ返済日に続く6ヶ月単位に取りまとめた毎月の返済元金 ② その期間中の6ヶ月ごとの増額返済元金
返済期日の繰り上げ	返済元金に応じて、以降の各返済日を繰り上げます。この場合にも、繰り上げ返済後に適用する利率は、繰り上げ返済時の利率と変わらないものとします。	

第7条（担保）

1. 担保価値の減少、私または連帯保証人の信用不安等の債権保全を必要とする相当の事由が生じた場合には、銀行からの請求により私は遅滞なくこの債権を保全しうる担保、連帯保証人をたて、またはこれを追加、変更するものとします。
2. 私は、担保について現状を変更し、または第三者のために権利を設定もしくは譲渡するときは、あらかじめ書面により銀行の承諾を得るものとします。
3. 担保は、必ずしも法定の手続きによらず、一般に妥当と認められる方法、時期、価格等により銀行において取立または処分のうえ、その取得金から諸費用を差し引いた残額を法定の順序にかかわらず、この契約による債務の返済にあてることができるものとし、なお残債務がある場合には、私は直ちに返済するものとします。
4. 私の差し入れた担保について、事変、災害、輸送途中のやむをえない事故等によって損害が生じた場合には、銀行は責任を負わないものとします。

第8条（反社会的勢力の排除）

1. 私および連帯保証人は、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という。）に該当しないこと、および次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約します。
 - (1) 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること。
 - (2) 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。
 - (3) 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること。
 - (4) 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること。

-
- (5) 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること。
2. 私および連帯保証人は、自らまたは第三者を利用して次の各号に一つでも該当するいかなる行為を行わないことを確約します。
- (1) 暴力的な要求行為。
 - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為。
 - (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為。
 - (4) 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて銀行の信用を毀損し、または銀行の業務を妨害する行為。
 - (5) その他前各号に準ずる行為。
3. 私または連帯保証人が、暴力団員等もしくは第1項各号のいずれかに該当し、または前項各号のいずれかに該当する行為をし、もしくは第1項の規定にもとづく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明し、私との取引を継続することが不適切である場合には、私は銀行からの請求があり次第、銀行に対するいっさいの債務の期限の利益を失い、直ちに債務を返済します。
- なお、私が住所変更の届け出を怠る、あるいは私が銀行からの請求を受領しないなど私の責めに帰すべき事由により、請求が延着しまたは到着しなかった場合は、通常到達すべき時に期限の利益が失われたものとします。
4. 前項の規定の適用により、私または連帯保証人に損害が生じた場合にも、銀行になんらの請求をしません。また、銀行に損害が生じたときは、私または連帯保証人がその責任を負います。

第9条（期限前の全額返済義務）

1. 次の各号の事由が一つでも生じた場合には、銀行から通知催告等がなくても、私は銀行に対するいっさいの債務について期限の利益を失い、直ちに債務を返済するものとします。
- (1) 私が借入要項に定める返済を遅延し、次の返済日までに元利金（損害金を含む）を返済しなかったとき。
 - (2) 私について破産手続き開始、特定調停、民事再生手続き開始の申立があったとき、または債務整理に関して裁判所の関与する手続きを申立てたとき。
 - (3) 前号の準備中を表明したとき等支払いを停止したと認められる事実が発生したとき。
 - (4) 私が手形交換所または電子債権記録機関（これに準ずる施設）の取引停止処分を受けたとき。
 - (5) 私の預金、定期積金、その他の銀行に対する債権について仮差押、保全差押または差押の命令、通知が発送されたとき。
 - (6) 住所変更の届出を怠るなど、私が責任を負わねばならない事由によって銀行に私の所在が明らかでなくなったとき。
2. 次の各号の事由がひとつでも生じた場合には、銀行からの請求によって、銀行に対す

るいっさいの債務について期限の利益を失い、直ちに債務を返済します。

- (1) 私が銀行に対する債務の一部でも履行を遅滞したとき。
 - (2) 私が銀行との取引約定につき、ひとつでも違反したとき。
 - (3) この取引に関し私が銀行に虚偽の資料提出または報告をしたとき。
 - (4) 前各号のほか、債権保全を必要とする相当の事由が生じたとき。
 - (5) 連帯保証人が前項または本項の各号にひとつでも該当したとき。
 - (6) 前各号のほか、私の信用状態に著しい変化が生じるなど元利金（損害金含む。）の返済ができなくなる相当の事由が生じたときと銀行が認めたとき。
3. 前項の各場合において、私が住所変更の届け出を怠る、あるいは私が銀行からの請求を受領しないなど私の責めに帰すべき事由により、請求が延着しまたは到着しなかった場合は、通常到達すべき時に期限の利益が失われたものとします。

第10条（銀行による相殺、払戻充当）

1. この契約による銀行に対する債務を履行しなければならない場合には、その債務と私の預金、定期積金、その他債権とを、その債権の期限に関わらず、いつでも銀行は相殺することができます。この場合、書面により通知するものとします。
2. 前項の相殺ができる場合には、銀行は事前に通知および所定の手続きを省略し、私に代わり預け金の払戻しを受け債務に充当することができます。
3. 前2項によって、相殺または払戻充当する場合、債権債務の利息損害金の計算については、その期間を計算実行の日までとし利率、料率は銀行の定めによるものとします。

第11条（私からの相殺）

1. 弁済期にある私の預金、定期積金、その他債権と、この取引による私の債務とを、私は相殺することができます。
2. 前項により私が相殺する場合には、相殺通知は書面によるものとし、相殺した預金、定期積金、その他の債権の証書、通知は届出印を押印して直ちに銀行に提出します。
3. 私が相殺した場合における債権債務の利息、損害金等の計算については、その期間を相殺通知の到達までとし、利率、料率は銀行の定めによるものとします。
4. 私は、銀行に預金保険法の定める保険事故が生じた場合に、銀行に対する債務と相殺する場合に限り、満期日または据置期間が未到来の私の預金ならびにその他銀行に対する債権を、当該相殺額について期限が到来したのものとして相殺することができるものとします。この場合の手続、利息計算等については、銀行の定めによるものとします。

第12条（債務の返済等にあてる順序）

1. 弁済または第10条による相殺または払戻充当の場合、私が銀行に対するすべての債務を消滅させるに足りないときは、銀行が適当と認める順序方法により充当することができます、その充当に対して、異議を申し立てません。
2. 第11条により私が相殺する場合、私の銀行に対するすべての債務を消滅させるに足りないときは、私の指定する順序方法により充当することができます。
3. 私が前項による指定をしなかったときは、銀行が適当と認める順序方法により充当す

ることができ、その充当に対して異議を述べません。

4. 第2項の指定により債権保全上支障が生ずるおそれがあるときは、銀行は遅滞なく異議を述べ、担保、保証の有無、軽重、処分の難易、弁済期の長短などを考慮して、銀行の指定する順序方法により充当することができます。
5. 前2項によって銀行が充当する場合には、私の期限未到来の債務については、期限が到来したものとして銀行はその順序方法を指定することができます。

第13条（危険負担・免責条項等）

1. 私が銀行に差入れた証書等および私が電子記録債務者である電子記録債権の電子記録が事変、災害、輸送中の事故等、銀行の責めに帰すことができない事情によって紛失・滅失・損傷・または延着した場合には、私は銀行の帳簿、伝票等の記録に基づいて債務を返済します。なお、銀行から請求した場合には、直ちに代りの証書を差入れるものとし、または、代わりの電子記録債権について電子記録機関に対し、発生記録もしくは譲渡記録を請求するものとし、この場合に生じた損害については、銀行になんらの請求をしません。
2. 証書、電子記録債権の電子記録請求に係る書面、その他の書類の印影（または署名・暗証。）を私の届出た印鑑（または署名・暗証。）に相当の注意をもって照合し相違ないと認めて取引したときは、それらの書類について偽造、変造、盗用等の事故があっても、これによって生じた損害は、私の負担とし、それらの書類の記載文書に従って責任を負います。
3. この契約に関し、私が負担すべき印紙代、ならびに私に対する権利の行使もしくは保全または担保の取立てもしくは処分に要した費用、および私の権利を保全するため銀行の協力を依頼した場合に要した費用は私が負担します。その費用は銀行所定の日に通帳、請求書および小切手によらず返済用預金口座から払戻しのうえ、その支払いにあてます。

第14条（代位弁済）

私が銀行との契約に違反したため、保証会社より代位弁済を受けられても異議ありません。

第15条（印鑑照合）

銀行が、この取引にかかる諸届その他の書類に使用された印影をこの契約書に押印の印影または返済用預金口座の届出印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないと認めて取扱ったときは、それらの書類につき、偽造、変造その他の事故があっても、そのために生じた損害については、銀行は責任を負わないものとし、

第16条（届出事項の変更等）

1. 氏名、住所、印鑑、電話番号、職業、その他届出事項に変更があったときは、私および連帯保証人は直ちに銀行に書面で届け出るものとし、
2. 届け出のあった氏名、住所にあてて銀行が通知または書類を発送した場合には、延着、または到着しなかったときでも通常到達すべき時に到着したものとします。

第17条（成年後見人の届出）

-
1. 私は、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によって届出ます。私の補助人、保佐人、後見人について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始されたときも、同様に届出ます。
 2. 私は、家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がなされた場合には、直ちに任意後見人の氏名その他必要な事項を書面によって届出ます。
 3. 私はすでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、また任意後見監督人の選任がされている場合にも、前2項と同様に届出ます。
 4. 私は前3項の届出事項に取消または変更等が生じた場合にも同様に届出ます。
 5. 私は前4項の届出の前に生じた損害については、銀行に責任を問いません。
 6. 連帯保証人についても、本条1～5を適用するものとし、銀行が必要と認めた場合、私は連帯保証人の追加もしくは変更することに同意します。なお、届出前に行った保証については、当然に有効であることを確認します。

第18条（報告および調査）

1. 私は、銀行が債権保全上必要と認めて請求をした場合には、担保の状況ならびに私および連帯保証人の信用状態について直ちに報告し、また調査に必要な便宜を提供するものとし、ます。
2. 私は担保の状況、または私もしくは連帯保証人の信用状態について重大な変化を生じたとき、または生じるおそれがある場合は銀行に報告するものとし、ます。

第19条（連帯保証）

1. 連帯保証人は、私がこの契約によって負担するいっさいの債務について、私と連帯して保証債務を負い、その履行については、この契約に従うものとし、ます。
2. 連帯保証人は、私の銀行に対する預金その他の債権をもって相殺を行わないものとし、ます。
3. 連帯保証人は、銀行が相当と認めるときは担保もしくは他の保証を変更、解除しても、免責を主張しないものとし、ます。
4. 連帯保証人がこの契約による保証債務を履行した場合、代位によって銀行から取得した権利は、私と銀行との間に、この契約による残債務または、連帯保証人が保証している他の契約による残債務がある場合には、銀行の同意がなければこれを行使しないものとし、ます。もし、銀行の請求があれば、その権利または順位を銀行に無償で譲渡するものとし、ます。
5. 連帯保証人が私と銀行との取引についてほかに保証をしている場合には、その保証はこの保証契約により変更されないものとし、また、ほかに限度額の定めのある保証をしている場合には、その保証限度額にこの保証の額を加えるものとし、ます。連帯保証人が私と銀行との取引について、将来ほかに保証した場合にも同様とし、ます。
6. 銀行は、連帯保証人より請求があったときは、遅滞なく、主たる債務の元本及び利息、違約金、損害賠償等その債務に従たる全てのものについての不履行の有無ならびにこれ

らの残額及びそのうち弁済期が到来しているものの額に関する情報を提供します。

第20条（請求）

私と連帯保証人は、銀行がいずれか一方に対して債務の履行を請求した場合、他方に対してもその効力が及ぶこと、および債務者または連帯保証人が複数あるときの債務者相互間または連帯保証人相互間においても同様であることを了承します。

第21条（適用店舗）

この契約の各項は、私と銀行本支店との間の諸取引に共通に適用されるものとします。

第22条（管轄裁判所）

1. この契約にもとづく私および連帯保証人と銀行との間の諸取引の準拠法は日本法とします。
2. この契約にもとづく諸取引に関して訴訟の必要が生じた場合には、銀行の本店または支店の所在の裁判所を管轄裁判所とすることに合意します。

第23条（会話内容の記録）

銀行は、私の申し出内容を正確に把握するため、基本契約の成立・不成立に関わらず、電話による私と銀行の会話内容を録音により記録し、相当期間保管するものとします。

第24条（約定書等の返還）

銀行は、私の申し出がない限り、金銭消費貸借契約証書およびその他の約定書を返還しません。

以 上